

報告第 7 号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

専決第7号

専 決 処 分 書

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の右に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の右に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 12 条の 2 に次の 1 項を加える。

20 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、0 とする。

附則第 17 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 30 条中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の右に「若しくは第 61 条」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 34 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、加西市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概 要】

(1) 徴収の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の期間において収入に相当の減少があった場合、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予を適用できる。

(2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に対する軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和 3 年度課税分に限り、償却資産と事業用家屋における課税標準を 1/2 又はゼロとする。

(3) 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資をする中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、適用期限を 2 年延長し、令和 4 年度までとする。

(4) 軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。